



宮 崎 県 公 報

平成22年2月1日(月曜日)第2155号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁	公 告
告 示		
○民有林の保安林の指定(5件).....(自然環境課)	1	○軽油引取税に係る免税証の無効公告.....(税務課) 2
○道路の区域の変更.....(道路保全課)	2	○保安林の皆伐面積の限度.....(自然環境課) 3
○道路の供用の開始.....() 2		○都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課) 3
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所 の所在地の変更について.....(建築住宅課) 2		選挙管理委員会告示
		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数..... 3
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数..... 4

告 示

宮崎県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字式反田甲3074-1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第53号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町脇本字高畑3976・3977・3979-3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、3979-1、3979-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第54号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字丸山6627-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字丸山6627-1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第55号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字ロクロ
1477、1461-1、1466-1、1470-1、1461-10、1461-11

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字ロクロ1461-1・1466-1・1470-1・1461-10・1461-11 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区田代字隼人
屋敷5782-23

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字隼人屋敷5782-23 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年2月1日から平成22年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	------------	-----	-----	----------	----------------------	---------------

202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字小 馬場2205番 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 2195番1地 先まで	旧	4.0 ~ 10.0	119.5
				新	8.6 ~ 11.0	

宮崎県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年2月1日から平成22年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字小 馬場2205番 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 2195番1地 先まで	平成22年2月1日

宮崎県告示第59号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 届出者の名称
財団法人 日本建築総合試験所
- 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号
- 変更しようとする年月日
平成22年2月15日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
20ℓ券2枚
- 2 用途
漁船以外の船舶
- 3 記号及び番号
20ℓ券E6901890～E6901891
- 4 有効期間
平成21年8月1日から平成22年1月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社大浜石油新開橋 S S
- 6 紛失年月日
平成22年1月18日

保安林の平成22年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	531.18
北川土流	土砂流出防備保安林	84.40
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,985.52
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	108.16
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.24
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,059.29
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	18.71
五十鈴川干害	干害防備保安林	22.57
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	2,040.81
耳川土流	土砂流出防備保安林	97.52
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	237.48
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	45.60
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,450.24
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	80.44
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.30
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	897.74
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.98
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.36
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	699.22
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	63.92
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.96
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,318.56
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	169.56
大淀川本流防風	防風保安林	0.64

大淀川本流干害	干害防備保安林	10.90
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,557.19
本庄川土流	土砂流出防備保安林	10.20
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,177.02
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	54.87
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.25
広渡川水かん	水源かん養保安林	832.67
広渡川土流	土砂流出防備保安林	137.31
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.09
福島川水かん	水源かん養保安林	387.61
福島川土流	土砂流出防備保安林	11.61
福島川干害	干害防備保安林	3.51

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
日南都市計画臨港地区 油津港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日南市油津3丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び日南市建設部建設課
 - (2) 期間
平成22年2月1日から平成22年2月15日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年1月16日現在次のとおりである。

平成22年2月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,746人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万

に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数) 222,883 人

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年1月16日現在次のとおりである。

平成22年2月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区	99,854人
都城市選挙区	46,318人
延岡市選挙区	36,330人